

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 28日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県御殿場市保土沢231番地1

氏名 株式会社駿河サービス工業

尾崎光明

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0550 - 89 - 5158

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社駿河サービス工業		
事業場の所在地	静岡県	御殿場市	保土沢231番地1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	職別工事業（設備工事業を除く）		
② 事業の規模	元請完成工事高：10,100万円		
③ 従業員数	7名（73名）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体現場排出 （廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず） →自社運搬→中間処理または最終処分場搬入		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
統括管理責任者・代表取締役

- ・解体部・・・・・・（工事部および廃棄物処理計画書作成部署）
- ・収集運搬部・・・・（運搬）
- ・施設部中間処理・（減量化・適正処理・再資源化）
- ・管理部・・・・・・（マニフェスト管理）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	建設工事の木くず	445.380 t
	伐採材・伐根材	260.260 t
	建設工事の繊維くず	11.260 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	150.100 t
	石膏ボード	146.500 t
	廃プラスチック類	20.661 t
	石綿（非飛散性）	65.300 t
	コンクリート破片	1,460.430 t
	アスファルト・コンクリート破片	64.450 t
	解体系混合廃棄物	424.100 t
	燃え殻	2.730 t
	（これまでに実施した取組） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル）の遵守と排出抑制のための方策の徹底	
【目標】	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	建設工事の木くず	450.000 t
	伐採材・伐根材	260.000 t

②計画	建設工事の繊維くず	11.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	150.000 t
	石膏ボード	140.000 t
	廃プラスチック類	20.000 t
	石綿（非飛散性）	60.000 t
	コンクリート破片	1,500.000 t
	アスファルト・コンクリート破片	60.000 t
	解体系混合廃棄物	400.000 t
	燃え殻	1.000 t
	（今後実施する予定の取組） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル）の遵守と排出抑制のための方策の徹底	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 混合廃棄物量ゼロ目標の継続	

	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

		<p>(今後実施する予定の取組) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル）の遵守と排出抑制のための方策の徹底</p>					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状		【前年度（令和 5 年度）実績】					
		産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
			① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
		建設工事の繊維くず	0.000	11.260	0.000	0.000	11.260
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	150.100	0.000	0.000	0.000	150.100
		石膏ボード	0.000	146.500	0.000	0.000	146.500
		廃プラスチック類	0.000	20.661	0.000	0.000	20.661
		解体系混合廃棄物	0.000	424.100	0.000	0.000	424.100
		燃え殻	0.000	0.000	2.730	0.000	20.730
			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
		<p>(これまでに実施した取組) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル）の遵守と排出抑制のための方策の徹底</p>					

		【目標】				
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
建設工事の繊維くず	0.000	11.000	0.000	0.000	11.000	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	150.000	0.000	0.000	0.000	150.000	
石膏ボード	0.000	146.000	0.000	0.000	146.000	
廃プラスチック類	0.000	20.000	0.000	0.000	20.000	
解体系混合廃棄物	0.000	420.000	0.000	0.000	420.000	
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
②計画	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
(今後実施する予定の取組) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル)の遵守と排出抑制のための方策の徹底						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。